

令和7年度実施 地方独立行政法人 神奈川県立福祉機構中核人材 採用試験受験案内

神奈川県立福祉機構は、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究および実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するために、令和8年4月の設立を予定しています。

「ともに生きる社会」の実現に向け、やさしさとあたたかい心を持って活躍していただける方を次のとおり募集します。

1 募集分野、人数等

職	人数	採用予定日	勤務先
マネージャー職	7名程度	令和8年4月1日（原則）	神奈川県立中井やまゆり園 （足柄上郡中井町境218）
リーダー職	3名程度		

2 業務内容

職	分野	業務内容
マネージャー職	福祉職	寮長業務（寮利用者の個別支援計画の策定・管理、寮利用者の生活支援等）
リーダー職	福祉職	相談業務（一般相談支援（地域の障害者の困りごと等の相談）、計画相談支援、地域生活移行後のフォローアップ等）の統括
	事務職 （または福祉職）	①または② 各1名の募集 ① 連携業務（利用者の地域生活移行のための地域での関係づくり、地域のニーズや課題の把握、利用者の日中活動やそのため の場・地域とつながる事業などの調整、他の障害福祉サービス事業所との合同事業の調整・実施等）の統括 ② 人材育成業務（法人職員の人材育成、民間事業所職員の人材育成の企画調整・実施、地域共生社会の普及啓発等）の統括

神奈川県立中井やまゆり園（障害者支援施設）は、令和8年4月1日から、「地方独立行政法人神奈川県立福祉機構」が運営する施設に移行する予定です。

※ 申込の際に、希望の分野・業務内容を選択してください。

※ 記載の業務内容は採用時に従事していただく予定の業務であり、採用後の人事異動等により異なる業務へ配置転換される場合もあります。

＜福祉職の業務の範囲＞

- ・ 障害者支援施設の利用者支援に関する業務
- ・ 福祉を変える取組への参画（福祉が大切にしている「やさしさ」や「思いやり」のある支援が、どのような効果をあげたのかを科学的に分析してデータ化する取組）等

＜事務職の業務の範囲＞

- ・ 総合事務（例：総務、企画、経理、人事給与、情報関係、地域連携）

※ 本試験で採用された場合、地方独立行政法人の職員となります。神奈川県職員（公務員）の採用試験ではありませんのでご注意ください。

※ 不測の事態が生じた際は、やむを得ず法人設立が延期等になる場合があります。令和8年4月1日

の採用を予定していますが、合格者には、随時状況をご案内しますので、あらかじめご了承ください。

- ◎ 採用試験に関して変更等がある場合には、ホームページ上
 (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/nakai_verification/dokuritsugyouseihoujinnmousikominituite.html)
 に掲載しますので、適宜、ご確認ください。
- ◎ 必ず電子申請でお申込みください。

4 応募資格

職	業務内容	応募資格
マネージャー職	寮長業務	昭和39（1964）年4月2日以降に生まれた人で、P. 4～5に掲げる学歴区分に応じた期間の地方公共団体や社会福祉施設等における生活支援、相談、ケースワーク、地域生活移行等の職務経験を有するとともに、部下指導やプロジェクトリーダー等を担うなどのマネジメント経験を有する人（令和7（2025）年11月末までに該当期間に達する人）
リーダー職	相談業務	昭和39（1964）年4月2日以降に生まれた人で、P. 4～5に掲げる学歴区分に応じた期間の職務経験を有するとともに、5年以上の相談支援業務の経験を有する人（令和7（2025）年11月末までに該当期間に達する人）
	連携業務・人材育成業務	昭和39（1964）年4月2日以降に生まれた人で、P. 4～5に掲げる学歴区分に応じた期間の職務経験を有するとともに、部下指導やプロジェクトリーダー等を担うなどのマネジメント経験を有する人（令和7（2025）年11月末までに該当期間に達する人）

※ 職務経験の算定方法等については、(注1～3)に詳細を記載していますので御確認ください。

◎ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・禁錮（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）施行以降は「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

◎ 外国籍の方も受験できます。ただし、就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

(注1)「職務経験」は、社員・職員（正規・非正規は問いません。週当たりの勤務時間が29時間以上の方が該当します。）として、6か月以上継続して就業していた期間が該当します（産前産後の出産休暇を除き、在職中に3か月以上職務に従事していない期間は換算できません。）。職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。

(注2)「職務経験」は、月初から月末までを1か月と換算し、1か月未満の端数は、その端数をすべて合算して、30日をもって1か月と換算します。さらに1か月未満の端数が生じたときは、これを1か月とみなします。なお、週当たりの勤務時間が29時間以上かつ勤務形態がパートタイム（1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員・正規職員）に比べて短い勤務形態）の場合は、職務経験年月（月に換算）と日にそれぞれ3/4を乗ずるものとします。

(注3) 合格発表後、2週間以内に、職務経験期間を確認するための職務経歴証明書を提出していただきますが、これにより受験資格を満たしていることが証明できないと判断された場合は、採用されません。なお、職歴証明書の様式は、県指定の様式をもってのみ受け付けます。
(様式掲載ページのURL※ページ最下部参照)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/nakai_verification/dokuritsugyouseihoujinntoiawase.html

学歴区分		学歴免許等の資格	職務経験		
			寮長業務	相談業務	通称業務・人材育成業務
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	11 年	11 年	13 年
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格			
	(3) 専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程(標準修業年限 2 年以上に限る。)の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格			
	(4) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格			
	(5) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格			
	(6) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 国立看護大学校看護学部の卒業 ウ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 エ 海上保安大学校本科の卒業 オ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格			
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による専修学校(修業年限 3 年以上の専門課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 エ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 オ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	12 年	12 年	14 年
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了 イ 学校教育法による専修学校(修業年限 2 年以上の専門課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の卒業 エ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 オ 航空保安大学校本科の卒業 カ 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 キ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	12 年	12 年	15 年
	(3) 短大1卒	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	13 年	13 年	16 年
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 学校教育法による専修学校(修業年限1年以上の専門課程で年間授業時間数が 800 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	13 年	13 年	16 年
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第 76 条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 イ 学校教育法による専修学校(修業年限 3 年以上の高等課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	14 年	14 年	17 年
	(3) 高校2卒	ア 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ 学校教育法による専修学校(修業年限 2 年以上の高等課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	15 年	15 年	18 年

学歴区分	学歴免許等の資格	職務経験		
		寮長業務	相談業務	連携業務・人材育成業務
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 学校教育法による専修学校(修業年限1年以上の高等課程で年間授業時間数が800時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	17年	17年 20年

5 申込方法

◎ 必ず電子申請で申し込んでください。

申込方法	1 県ホームページから、e-kanagawa 電子申請システムに接続し、利用者情報を登録してください。その後、登録した ID を利用して e-kanagawa 電子申請システムにログインし、必要事項を入力の上、受験申込みを行ってください。 2 e-kanagawa 電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループまでご連絡ください。 ※ 詳しくは、県立福祉機構採用ホームページ（申込方法等）をご覧ください。 URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/nakai_verification/dokuritsugyouseihoujinnmousikominituite.html 【希望の職・分野の選択について】 ・申込の際に、まず希望の分野（福祉職または事務職）を選択してください。 ・福祉職を希望する場合は、「寮長業務（マネージャー職）」、「相談業務（リーダー職）」、「連携業務（リーダー職）」、「人材育成業務（リーダー職）」の中から第1希望とする業務内容を選択してください。 ・事務職を希望する場合は、「連携業務（リーダー職）」、「人材育成業務（リーダー職）」の中から第1希望とする業務内容を選択してください。 ※第2希望の業務内容がある場合は申込時に選択してください。 ※希望する職・分野の応募資格を満たしているか、必ず確認してください。
申込期間等	令和7年11月12日（水）午後2時から同年12月1日（月）午後11時59分まで（受信有効） ※ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。 ※ 一度申込みをした後の修正や取消は、e-kanagawa 電子申請システムからは行えません。申込内容に誤りがあった場合等は、必ず神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループまでご連絡ください。なお、申込内容のうち応募論文の内容については、修正の対応はいたしませんので、ご注意ください。 ※ 申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。 ※ システム機器の保守点検等により、申込期間中にシステムを停止する場合がありますので、ご注意ください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
添付書類	顔写真（申込日前6か月以内に撮影した写真（縦横比4：3、上半身・脱帽・正面向きの本人と確認できるもの）を用意してください）
受験申込み上の注意	・すべて日本語で入力してください。 ・住所欄には、建物名、部屋番号まで詳しく入力してください。また連絡可能な電話番号を入力してください。

6 試験の方法

種目	内容	配点
書類選考 (第1次試験)	申込内容(応募論文を含む)から適性を総合的に判断	100点
個別面接 (第2次試験)	人柄、性向等についての考査	300点

7 試験の日時、場所及び合格発表

種目	日時	場所等	合格発表
書類選考 (第1次試験)	—	電子申請で提出	第1次試験合格者発表 12月12日(金)(予定) 合否にかかわらず、e-kanagawa電子申請システムで通知します。
個別面接 (第2次試験)	令和7年12月18日(木)～12月26日(金)のいずれか指定する1日 (日時は、第1次試験合格通知に記載します。)	神奈川県内(場所は、第1次試験合格通知に記載します。)	最終合格者発表 1月中旬(予定) 合否にかかわらず、e-kanagawa電子申請システムで通知します。

※ 合否についての電話によるお問合せには応じられません。

※ 第2次試験当日、受付終了後は、受験できません。ただし、鉄道の不通、遅れによるときは、鉄道機関発行の遅延証明書の提出を条件として受験を認める場合があります。

※ 第2次試験当日、所定の着席時刻に着席していない場合は、受験できません。

8 応募論文のテーマ

応募する分野に関し、あなたがこれまで担当した(あるいは、現在担当している)職務において、部下や同僚等とチームとして高い成果を挙げた経験を挙げ、今後、県立福祉機構の職員として、その経験をどのように生かすことができるか述べなさい。(800字程度)

9 合格者の決定方法等

◎ 試験ごとに合格最低基準がありますので、当該基準に達しない場合、不合格となります。

◎ 第1次試験合格者は、第1次試験の得点の高い順に決定し、最終合格者は、第2次試験の得点の高い順に決定します。

◎ 第2次試験の不合格者のうち申込時に希望された方については、希望分野に応じて一般の福祉職または事務職(経験者)として合格を通知する場合があります。当該結果については、2次試験の結果と合わせて通知します。一般の福祉職及び事務職(経験者)の職務内容及び勤務条件については、過去に実施した採用試験の受験案内をご確認ください。

(福祉職の受験案内URL)

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/118024/fukushino3.pdf>

(事務職(経験者)の受験案内URL)

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/118024/jimukeikenannai.pdf>

◎ 受験資格がないこと又は申込内容に虚偽があることが判明した場合は、その後の試験を受験できません。最終合格している場合は合格を取り消します。

10 勤務条件

(1) 身分 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構職員

※地方独立行政法人の職員となり、神奈川県職員（公務員）ではありません

(2) 給与 神奈川県の給与（次表）と同水準で設定予定です。（令和7年4月1日現在）

職	業務内容	例示	給与月額	年収
マネージャー職	寮長業務	職務経験が大卒後11年（高卒後15年）例	約394,000円	約6,474,000円
		職務経験が大卒後16年（高卒後20年）例	約428,000円	約7,126,000円
		職務経験が大卒後21年（高卒後25年）例	約473,000円	約7,898,000円
リーダー職	相談業務	職務経験が大卒後11年（高卒後15年）例	約394,000円	約6,474,000円
		職務経験が大卒後16年（高卒後20年）例	約428,000円	約7,036,000円
		職務経験が大卒後21年（高卒後25年）例	約458,000円	約7,541,000円
	連携業務 及び 人材育成 業務	職務経験が大卒後13年（高卒後17年）例	約342,000円	約5,764,000円
		職務経験が大卒後18年（高卒後22年）例	約404,000円	約6,811,000円
		職務経験が大卒後23年（高卒後27年）例	約417,000円	約7,030,000円

- ・ 上表の記載はフルタイムの職務経験を前提とした例であり、職務経験の内容や勤務形態等により金額が異なる場合があります。
- ・ 給与月額には、給料のほか、地域手当（及び福祉職については月額の特殊勤務手当）が含まれています。
- ・ 年収には、給料のほか、地域手当（、福祉職については月額の特殊勤務手当）及び期末・勤勉手当（ボーナス）が含まれています。
- ・ 採用初年度は、勤務期間の期末・勤勉手当の算定に係る勤務期間が異なるため、上記の年収額とは異なります。
- ・ このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
- ・ 採用時の給与の月額については、今後の給与改定等により、上記記載の額から変動する場合があります。

(3) 勤務時間 原則として、1週間当たり 38 時間 45 分、1 日の休憩時間は 1 時間、週休日は土曜日、日曜日。週休日のほかに祝日法による休日、年末年始は休日。

※マネージャー級（福祉職）については、職務の状況に応じてシフト勤務が発生する場合があります。

(4) 休暇等 年次休暇（一年につき 20 日）、夏季休暇（5 日）、療養休暇、慶弔休暇、不妊治療休暇、出産休暇、子の看護休暇、介護休暇、育児休業、育児部分休業等

(5) 勤務先 神奈川県立中井やまゆり園（足柄上郡中井町境 218）

※ 上記の勤務条件は、現在の神奈川県の制度によるものです。法人設立後は法人の規定に基づきます。法人の規定によっては、上記の内容が変更される場合があります。

11 身体の障害などにより受験上の配慮を希望する方へ

- ・ 車イスの使用を必要とする人は、着席場所等について配慮をします。
- ・ その他身体の障害等のため受験上の配慮を必要とする人は、あらかじめご連絡ください。

上記のことを希望する方は、申込期間中に、神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループ〔電話(045)210-4724、FAX(045)201-2051〕まで必ず連絡してください。

また、電子申請での申込みが難しい場合は、11月25日（火）正午までに神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループ〔電話(045)210-4724〕にご連絡ください（土日祝日を除く。）。

12 その他

令和8年2月14日（土）に合格者向けオリエンテーションを実施予定です。

13 問合せ先

選考手続・業務内容に関する問合せ先
神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループ 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1 電話(045)210-4724 FAX(045)201-2051